

3月といえば



今年もなんとか確定申告を乗り切ることができました。

去年と比べ、新たに検討しなければならない項目が増えたので、少し大変でした。

たとえば、役所に寄付をしたので、寄付金控除を計算しました。実際に計算をしているのは会計ソフトで、私は寄付をした金額を入力しているだけなのですが、一応、法律家の端くれなので計算方法をきちんと確認しています。だから、少し大変なんです。

ところで、役所への寄付は、いわゆる「ふるさと納税」というやつです。縁あって、父の田舎である山口県の宇部市に寄付をしたところ、地元の名産品などを沢山いただきました。税金面でも優遇を受けていますので、とても特をした気分です。ふるさと納税のランキングサイトもあるので、今後、うまく活用していこうと考えています。お肉！カニ！

先月の取り扱い案件

遺言を残しておきたいという相談がありました。

兄弟仲が悪かったりすると、話し合いでは決着がつかないことがあります。そこで、紛争防止のために遺言を残したりします。

もっとも、遺言の内容によってはかえって紛争となってしまうこともありますので、作成の際には注意が必要です。

ちなみに、遺言は、法的には「ゆいごん」ではなく、「いごん」と読みます。

時事ネタ

福岡高裁で、議員定数不均衡訴訟の判決が出ていましたね。

選挙において、ある選挙区の議員定数と有権者の比率が他の選挙区との間で著しく異なってしまうことが、憲法14条1項で保障されている「法の下での平等」に反するというものです。

人口の少ない地域だと少ない票数で当選してしまうので、その地域の住民の1票の価値が大都市圏の住民と比べ大きくなってしまっているのが問題だと言われています。

選挙が終わるたびに、「人権派弁護士」と言われる方達が集まって、全国の裁判所で訴訟を行っています。最近は裁判所の判断も段々厳しくなっていており、国も改善のための対応に追われている印象です。

私たちの日常生活に直結するような問題ではありませんが、だからといって放置すると、国が調子に乗って好き勝手してしまいそうなので、国の行動を監視するという観点から、このような弁護士の活動にも意味があります。

眞鍋・大関法律事務所

弁護士 大関 太朗

〒301-0032 茨城県龍ヶ崎市佐貫1-15-3 藤田ビル

TEL 0297-85-3535 FAX 0297-85-3536

URL <http://mo-law.net/>

営業時間：9:00～18:00（平日）

土・日・祝日相談可能（要相談）

弁護士紹介

大関 太朗

平成13年 早稲田大学商学部 卒業

平成18年 司法研修所入所

平成19年 弁護士登録（登録番号：35538）

東京弁護士会 安藤総合法律事務所 入所

平成23年 茨城県弁護士会へ登録換え

眞鍋・大関法律事務所 開設